

別紙

移転価格事務運営要領（事務運営指針）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第 1 章 用語の意義及び基本方針</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>連結法人 法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいう。</u></p> <p>(7) <u>連結親法人 法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。</u></p> <p>(8) <u>確定申告書 法第 2 条第 31 号に規定する確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p>(9) <u>事業年度 法第 13 条に規定する事業年度をいう。</u></p> <p>(10) <u>連結事業年度 法第 15 条の 2 に規定する連結事業年度をいう。</u></p> <p>(11) <u>国外関連者 措置法第 66 条の 4 第 1 項及び第 68 条の 88 第 1 項に規定する国外関連者をいう。</u></p> <p>(12) <u>国外関連取引 措置法第 66 条の 4 第 1 項及び第 68 条の 88 第 1 項に規定する国外関連取引をいう。</u></p> <p>(13)</p> <p>(14)</p> <p>(15)</p> <p>(16)</p> <p>(17) <u>利益分割法 措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号に掲げる方法をいう。</u></p> <p>(18) <u>取引単位営業利益法 措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号から第 4 号に掲げる方法をいう。</u></p>	<p>第 1 章 用語の意義及び基本方針</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 国外関連者 措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連者をいう。</p> <p>(7) 国外関連取引 措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連取引をいう。</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12) <u>利益分割法 措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項に規定する方法をいう。</u></p>

(19)

(20)

(21)

(22)

(23) 連結指針 平成 17 年 4 月 28 日付査調 7-4 ほか 3 課共同「連結法人に係る
移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいう。

第 2 章 調査

(調査の方針)

2-1

(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等(以下「利益率等」という。)が、同様の市場で法人が非関連者で行う取引のうち、規模、取引段階その他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。

(2)

(3)

(調査に当たり配慮する事項)

2-2 国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した資料等を基に行う。

.....

(1)

(2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化等により価格が相当程度変動することにより、各事業年度又は連結事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと思われる場合には、当該事業年度又は連結事業年度以前の合理的な期間における当該国外関連取引の対価の額の平均値等を基礎として検討する。

(13)

(14)

(15)

(16)

第 2 章 調査

(調査の方針)

2-1

(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等(以下 2-1、2-2 において「利益率等」という。)が、同様の市場で法人が非関連者で行う取引のうち、規模、取引段階その他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。

(2)

(3)

(調査に当たり配慮する事項)

2-2 国外関連取引の検討は、確定申告書(添付書類を含む。以下同じ。)及び調査等により収集した資料等を基に行う。

.....

(1)

(2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化等により価格が相当程度変動することにより、各事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと思われる場合には、当該事業年度以前の合理的な期間における当該国外関連取引の対価の額の平均値等を基礎として検討する。

(別表 17 (3) の添付状況の検討)

2-3
.....「国外関連者に関する明細書」(法人税申告書別表 17 (3))
.....

(金銭の貸付け等を業としない法人)

2-7
.....措置法通達 66 の 4(6)-4
(1)
(2)
(注)

(本来の業務に付随した役務提供)

2-9
.....措置法通達 66 の 4(6)-5
.....
(注)

(企業グループ内における役務の提供の取扱い)

2-10
(1)
.....
.....
(2) 他方で国外関連者に対して親会社としての立場を有する法人が行う役務の提供
に関連する諸活動であっても、例えば、親会社の株主総会開催のための活動や親
会社の証券取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動で、子会社で
ある国外関連者に対する親会社の株主としての地位に基づくと認められるもの
については、子会社である国外関連者の営業上、当該親会社の活動がなければ、対
価を支払って非関連者から当該役務の提供を受け、又は自ら当該役務を行う必要
があると認められず、有償性がなく、国外関連取引に該当しない。
.....

(別表 16 の 4 の添付状況の検討)

2-3
.....別表 16 の 4

(金銭の貸付け等を業としない法人)

2-7
.....措置法通達 66 の 4(5)-4
(1)
(2)
(注)

(本来の業務に付随した役務提供)

2-9
.....措置法通達 66 の 4(5)-5
.....
(注)

(企業グループ内における役務の提供の取扱い)

2-10
(1)
.....
.....
(2) 他方で親会社である法人が行う役務の提供に関連する諸活動であっても、例え
ば、親会社の株主総会開催のための活動や親会社の証券取引法に基づく有価証券
報告書等を作成するための活動で、子会社に対する親会社の株主としての地位に
基づくと認められるものについては、子会社である国外関連者の営業上、当該親
会社の活動がなければ、対価を支払って非関連者から当該役務の提供を受け、又
は自ら当該役務を行う必要があると認められず、有償性がなく、国外関連取引に
該当しない。
.....

第3章 独立企業間価格の算定等における留意点

(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)

3-2 措置法通達 66 の 4(2)-3 に規定する諸要素に照らしてその類似性の程度が同等に高いと認められる複数の比較対象取引がある場合の独立企業間価格の算定に当たっては、それらの取引に係る価格又は利益率等の平均値を用いることができることに留意する。

(利益分割法における共通費用の取扱い)

3-3
.....(以下 3-3 において「共通費用」という。).....
.....

(残余利益分割法の取扱い)

3-4

(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費)

3-5 取引単位営業利益法により独立企業間価格を算定する場合の「国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費」には、その販売に直接に要した費用のほか、間接に要した費用が含まれることに留意する。この場合において、国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたものがある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば、当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて按分する。

第4章 国外移転所得金額の取扱い

(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)

第3章 独立企業間価格の算定等における留意点

(新設)

(利益分割法における共通費用の取扱い)

3-2
.....(以下 3-2 において「共通費用」という。).....
.....

(残余利益分割法の取扱い)

3-3

(新設)

第4章 国外移転所得金額の取扱い

(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)

4-1 措置法通達 66 の 4(8)-2

措置法通達 66 の 4(8)-2

(注) 措置法通達 66 の 4(8)-2 に規定する書面の様式に関し、法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」(別紙様式 1) を用いて差し支えない旨法人に回答する。

第 5 章 事前確認手続

(事前確認の申出)

5-1

- (1)
- (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度(以下「確認対象事業年度」という。)のうち最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(法第 75 条の 2 ((確定申告書の提出期限の延長の特例))の規定によりその提出期限が延長されている場合には、その延長された期限)までに、確認対象事業年度、国外関連者、事前確認の対象となる国外関連取引(以下「確認対象取引」という。)及び独立企業間価格の算定方法を記載した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式 2。以下「確認申出書」という。)をその国外関連者の所在地国ごとに法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。
- (3)

(資料の添付)

5-2

- イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要
- ロ
- ハ
- ニ
- ホ

4-1 措置法通達 66 の 4(7)-2

措置法通達 66 の 4(7)-2

(注) 措置法通達 66 の 4(7)-2 に規定する書面の様式に関し、法人から照会があった場合には、別紙様式 1 を用いて差し支えない旨法人に回答する。

第 5 章 事前確認手続

(事前確認の申出)

5-1

- (1)
- (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度(以下「確認対象事業年度」という。)のうち最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(法第 75 条の 2 ((確定申告書の提出期限の延長の特例))の規定によりその提出期限が延長されている場合には、その延長された期限)までに、「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式 2。以下「確認申出書」という。)を所轄税務署長に提出することにより行うものとする。
- (3)

(資料の添付)

5-2

- イ 事前確認の対象となる国外関連取引(以下「確認対象取引」という。)及び確認対象取引を行う組織等の概要
- ロ
- ハ
- ニ
- ホ

へ
ト
チ
リ
ヌ

(確認申出書の送付等)

5-5

(事前相談)

5-6 局担当課(局法人課税課又は局調査課をいう。以下同じ。)は、事前確認を受けようとする法人から事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について事前確認の申出前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課(相互協議を伴う事前確認に係る相談にあつては、庁相互協議室を含む。)は、原則として、これに加わる。

(確認対象事業年度)

5-7 確認対象事業年度は、原則として3事業年度から5事業年度とする。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)

5-12 確認申出法人が確認について相互協議を求める場合には、局担当課、庁担当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。

(審査結果の通知)

5-13
(1)
(2)
(3)

へ
ト
チ
リ
ヌ

(確認申出書の送付)

5-5

(事前相談)

5-6 局担当課(局法人課税課又は局調査課をいう。以下同じ。)は、事前確認を受けようとする法人から事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について事前確認の申出前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、原則として、庁担当課(相互協議を伴う事前確認に係る相談にあつては、庁相互協議室を含む。)は、これに加わる。

(確認対象事業年度)

5-7 確認対象事業年度は、原則として3事業年度とする。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)

5-12 確認申出法人が確認について相互協議を求める場合には、局担当課、庁担当課と庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。

(審査結果の通知)

5-13
(1)
(2)
(3)

(4)

(5) 所轄税務署長は、局担当課からの審査結果の連絡を受け、確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（別紙様式3）又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（別紙様式4）」により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を行う。

(報告書の提出)

5-14 所轄税務署長は、事前確認の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)に対し、事前確認を受けた国外関連取引(以下「確認取引」という。)に係る各事業年度(以下「確認事業年度」という。)の確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。

なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部、調査課所管法人以外の法人にあっては、3部とする。

イ

ロ 確認取引に係る確認法人及び当該国外関連者の損益（事前確認の内容により局担当課が必要と認める場合に限る。）

ハ

ニ

ホ

へ

(報告書の取扱い)

5-15

(1) 確認法人から、5-14に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は5-4及び5-5の規定に準じて処理を行う。

(2)

(4)

(5) 所轄税務署長は、局担当課からの審査結果の連絡を受け、確認申出法人に対し、別紙様式3又は4により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を行う。

(報告書の提出)

5-14 所轄税務署長は、事前確認の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)に対し、事前確認を受けた各事業年度(以下「確認事業年度」という。)に係る確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。

なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部(相互協議の合意が成立しているものについては、3部)、調査課所管法人以外の法人にあっては、3部(相互協議の合意が成立しているものについては、4部)とする。

イ

ロ 事前確認を受けた国外関連取引(以下「確認取引」という。)に係る確認法人及び当該国外関連者の損益（事前確認の内容により局担当課が必要と認める場合に限る。）

ハ

ニ

ホ

へ

(報告書の取扱い)

5-15

(1) 確認法人から、5-14に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は5-4及び5-5の規定に準じて処理を行うものとし、相互協議の合意が成立しているものについては、庁担当課は報告書1部を庁相互協議室に回付する。

(2)

(価格の調整)

5-17

(1)

(2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」という。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。

イ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、確定決算が事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過少となることが判明した場合には、申告調整により所得金額を修正する。

ロ

ハ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、確定決算が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となることが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、申告調整により所得金額を修正することができる。

ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。

(事前確認の取消し)

5-19

(1) 局担当課は、次のイからハマまでに該当する場合には当該事実の発生した事業年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）について、ニに該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。

イ

(価格の調整)

5-17

(1)

(2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。

イ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、確定決算が事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過少となっていたことが判明した場合には、申告調整により所得金額を修正する。

ロ

ハ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、確定決算が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、相互協議の合意内容に従い、申告調整により所得金額を修正することができる。

なお、所得金額が過少となっていたことが判明したときには、イによることに留意する。

ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、相互協議の合意内容に従い、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。

なお、所得金額が過少となっていたことが判明したときには、ロによることに留意する。

(事前確認の取消し)

5-19

(1) 局担当課は、次のイからハマまでに該当する場合には当該事実の発生した事業年度以後の事業年度について、ニに該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。

イ

ロ

ハ

ニ

(2)

(3)

(4) 所轄税務署長は、局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(別紙様式5)により事前確認を取り消す旨の通知を行う。

(事前確認の更新)

5-20 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から 5-19 までの規定に準じて所要の処理を行う。ただし、事前確認の更新の申出は、原則として確認対象事業年度開始の日の前日までに、確認申出書を法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。

(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)

5-21 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 5-21 において同じ。) に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときは、5-13、5-16、5-17 及び 5-19 の規定に準じて所要の処理を行う。

(本支店間取引への準用)

5-22 法施行令第 176 条第 1 項第 7 号.....

(法人が連結グループに加入等した場合の取扱い)

5-23

(1) 確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入等法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の納税地の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の事前

ロ

ハ

ニ

(2)

(3)

(4) 所轄税務署長は、局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認法人に対し、別紙様式 5により事前確認を取り消す旨の通知を行う。

(事前確認の更新)

5-20 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から 5-19 までの規定に準じて所要の処理を行う。

(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)

5-21 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度に準用したい旨の申出があった場合において、当該独立企業間価格の算定方法等が、確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときは、5-13、5-16、5-17 及び 5-19 の規定に準じて所要の処理を行う。

(本支店間取引への準用)

5-22 法施行令第 176 条第 1 項第七号.....

(新設)

確認の継続届出書」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。

なお、届出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、3部)、調査課所管法人以外の連結法人にあっては、3部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には、4部)とする。

(2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入等法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は5-4及び5-5の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書1部を庁相互協議室に回付する。

(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、連結指針5-1に規定する事前確認の申出がなされたものとして、その後については連結指針5-1から5-23までの規定を適用する。

様式1

受付印

国外移転所得金額の返還に関する届出書

		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
平成 年 月 日	提出法人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 単体法人	法人名		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人	納税地	〒	
		(フリガナ)	代表者氏名	印
国税局長 税務署長		電話 () -		

次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届出ます。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	本店又は主たる事務所の所在地	電話 () - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	

国外関連者名		所在地	
--------	--	-----	--

返還予定日	返還額	返還予定日	返還額
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円

返還方法	
------	--

発生(連結)事業年度	年月期	年月期	年月期	年月期	年月期	年月期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円	円

独立企業間価格の算定方法	
--------------	--

その他の特記事項	
----------	--

税理士署名押印		印
---------	--	---

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して下さい。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署
---------	----	-----	------	-----	----	-----	--

様式1

受付印

国外移転所得金額の返還に関する届出書

		※整理番号		
平成 年 月 日	納税地	電話 () -		
	(ふりがな)			
	法人名			
	(ふりがな)	代表者氏名		
国税局長 税務署長		電話 () -		印

次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届出ます。

国外関連者名		所在地	
--------	--	-----	--

返還を受ける予定日	返還を受ける金額	返還を受ける予定日	返還を受ける金額
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円

返還を受ける方法	
----------	--

発生事業年度	年月期	年月期	年月期	年月期	年月期	年月期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円	円

独立企業間価格の算定方法	
--------------	--

その他の特記事項	
----------	--

税理士署名押印		印
---------	--	---

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4(7)-2 又は同通達（連結納税編）68 の 88(7)-2 に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。
- この届出書は、正本及び副本 2 部の計 3 部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出して下さい。
なお、提出法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本の計 2 部をその納税地の所轄国税局長に提出して下さい。
- 各欄の記載は、次によります。
 - 「提出法人」欄には、連結申告法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載して下さい。
また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に関する事項を記載して下さい。
 - 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に関する事項を記載して下さい。
 - 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を記載して下さい。
なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載して下さい。
 - 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額をかつこ内に併せて記載して下さい。
 - 「発生（連結）事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載して下さい。
 - 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項又は第 68 条の 88 第 2 項に規定する独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 に規定する国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（本届出書においては「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4(7)-2 に基づき当該国外関連者から返還を受けることとした場合に、使用します。
- この届出書は、正本及び副本 2 部を納税地の所轄税務署長に提出してください。
なお、調査課所管法人にあっては、正本及び副本 1 部を納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 各欄の記載は、次によります。

(新設)

 - 「返還をうける予定日」欄には、国外関連者から返還をうけることとなる予定日を記載して下さい。
なお、返還をうける予定日が複数ある場合には、予定日ごとに記載してください。
 - 「返還をうける金額」欄のかつこ書きは、返還をうける金額が外貨建て取引である場合に、当該外貨建金額を通貨の単位とともに記載してください。

(新設)
 - 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載してください。

称を記載して下さい。

(7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印して下さい。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この申出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印して下さい。

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

受付印

平成 年 月 日	※整理番号		
	※連絡グループ整理番号		
	申出法人	(フリガナ)	
	□ □ 連 結 親 法 人	法人名	
		納税地	電話() -
		(フリガナ)	
代表者氏名		印	
	(フリガナ)		
	責任者氏名		
	事業種目	資本金	百万円

租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に定める独立企業間価格の算定方法、その具体的内容等について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほか審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

申出の対象が連結子法人である場合	(フリガナ) 法人名	※整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	※税務署処理欄	
		電話() -	決算期	
	(フリガナ) 代表者氏名		業種番号	
	責任者氏名		整理簿	
	事業種目	資本金	百万円	回付先
			<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署	

国外関連者	名 称	税 理 士 署 名 押 印
	本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	事業種目	

確認対象(連結)事業年度	平成 年 月 日 平成 年 月 日
	自 (連結) 事業年度 至 (連結) 事業年度
	平成 年 月 日 平成 年 月 日

確認対象国外関連取引	
独立企業間価格の算定方法	

相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
------------	-----	------	--

確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	平成 年 月 日 平成 年 月 日
		自	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(その他特記事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

受付印

※整理番号

平成 年 月 日	納税地	電話() -
	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者氏名	印
	(ふりがな)	
責任者氏名		
事業種目	資本金	百万円

税務署長 殿
国税局長

租税特別措置法第66条の4第2項に定める独立企業間価格の算定方法、その具体的内容等について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほか審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

国外関連者	名 称	
	本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	事業種目	

確認対象事業年度	平成 年 月 日 平成 年 月 日
	自 事業年度 至 事業年度
	平成 年 月 日 平成 年 月 日

確認対象国外関連取引	
------------	--

独立企業間価格の算定方法	
--------------	--

相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
------------	-----	------	--

確認事業年度前の各事業年度への適用の希望の有無	有・無	対象事業年度	平成 年 月 日 平成 年 月 日
		自	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(その他特記事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して下さい。

税理士署名押印	
---------	--

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領

- 1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、正本及び副本2部（相互協議を求める場合には、副本3部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出して下さい。確認の対象となる取引（以下「確認対象取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国ごとに提出して下さい。
なお、申出法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本1部（相互協議を求める場合には、副本2部）をその納税地の所轄国税局長に提出して下さい。
- 3 各欄の記載は、次によります。
(削除)
 - (1) 「申出法人」欄には、連結申告法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る申出を行う場合には「 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に関する事項を記載して下さい。
また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る申出を行う場合には「 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に関する事項を記載して下さい。
 - (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る申出である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に関する事項を記載して下さい。
 - (3) 申出法人、連結子法人又は国外関連者の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載して下さい。
 - (4) 「確認対象（連結）事業年度」欄には、確認の対象とすべき事業年度又は連結事業年度を記載して下さい。
 - (5) 「確認対象国外関連取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けようとする取引の種類及び取引対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載して下さい。
 - (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に規定する独立企業間価格の算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領

- 1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、正本及び副本2部（相互協議を求める場合には、副本3部）を納税地の所轄税務署長に提出して下さい。
なお、調査課所管法人にあつては、正本及び副本1部（相互協議を求める場合には、副本2部）を納税地の所轄国税局長に提出して下さい。
- 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載して下さい。
(新設)
 - (2) 「事業種目」欄には、申出者又は国外関連者が営む事業種目を記載し、複数の事業を営む場合には主たる事業種目を記載して下さい。
(新設)
 - (3) 「確認対象国外関連取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けようとする取引の種類及び取引対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載して下さい。
 - (4) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項に規定する独立企業間価格の算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してくだ

名称を記載して下さい。

(7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印して下さい。

4 この申出書には、次に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付して下さい。

- (1) 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要
- (2) 確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明
- (3) 確認を行い、かつ、確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件
- (4) 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細
- (5) 審査対象法人（事前確認の対象となる取引を行う法人をいいます。以下同じ。）とその国外関連者との間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係
- (6) 確認対象取引において審査対象法人及びその国外関連者が果たす機能
- (7) 審査対象法人及びその国外関連者の過去3事業年度分（又は連結事業年度分）の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する資料（確認対象取引が新規事業又は新規製品に係るものであり、過去3事業年度分（又は連結事業年度分）の資料を提出できない場合には、将来の事業計画、事業予測の資料等これに代替するもの）
- (8) 国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況
- (9) 申出に係る独立企業間価格の算定方法を確認対象（連結）事業年度前3（連結）事業年度に適用した場合の結果等、申し出た独立企業間価格の算定方法を具体的に説明するために必要な資料

さい。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印して下さい。

4 この申出書には、次に掲げる資料を添付して下さい。また、これら以外のもので、確認にあたり必要な資料についても添付して下さい。

- (1) 確認の対象となる国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）及び確認対象取引を行う組織等の概要
- (2) 確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明
- (3) 確認を行い、かつ、確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件
- (4) 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細
- (5) 確認対象取引に係る国外関連者（以下「当該国外関連者」といいます。）と貴社との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係
- (6) 確認対象取引において貴社及び当該国外関連者が果たす機能
- (7) 貴社及び当該国外関連者の過去3事業年度分の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する資料（確認対象取引が新規事業又は新規製品に係るものであり、過去3事業年度分の資料を提出できない場合には、将来の事業計画、事業予測の資料等これに代替するもの）
- (8) 当該国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況
- (9) 申出に係る独立企業間価格の算定方法を確認対象事業年度前3事業年度に適用した場合の結果等貴社が申し出た独立企業間価格の算定方法を具体的に説明するために必要な資料

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（通知）

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。

なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から カ月以内に提出して下さい。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 名	

2 確認事業年度及び確認連結事業年度

確認事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期
確認連結事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（通知）

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった独立企業間価格の算定方法等については、平成 年 月期から平成 年 月期までの事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。

なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度終了の日から カ月以内に提出して下さい。

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「貴法人から」の文字は、申出法人と確認通知法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。 「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から カ月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。
確認対象取引を行う法人	独立企業間価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
確認事業年度及び確認連結事業年度	確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。 なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
確認事業年度	確認事業年度を記載する。確認事業年度前の各事業年度について確認を行う場合には当該各事業年度を含めた事業年度を記載する。
報告書の提出	確認事業年度の各事業年度に係る報告書の提出期限について、申告期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載する。

様式4

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書（通知）

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の理由により確認できませんので通知します。

記

1. 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 名	

2. 理由

--

様式4

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書（通知）

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった独立企業間価格の算定方法等については、下記の理由により確認できませんので通知します。

(理由)

--

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(様式4)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	<u>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</u>
本文	<u>「貴法人から」の文字は、申出法人と確認ができない旨の通知を行う法人が異なる場合には抹消する。</u> <u>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</u>
確認対象取引を行う法人	<u>独立企業間価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。</u> <u>それ以外の場合は当該欄を抹消する。</u>
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申出内容では最も合理的な独立企業間価格を算定することができません。」等のように記載する。

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(様式4)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申出内容では最も合理的な独立企業間価格を算定することができません。」等のように記載する。

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書（通知）

平成 年 月 日付で確認した下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、平成 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 名	

2 理由

--

第 号
平成 年 月 日

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書（通知）

平成 年 月 日付で確認した独立企業間価格の算定方法等については、平成 年 月 月期以降の事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

(理由)

--

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、確認を行った独立企業間価格の算定方法等について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	<u>通知先法人に応じ、発信者名を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</u>
本文	<u>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</u> <u>「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u>
確認対象取引を行う法人	<u>独立企業間価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。</u> <u>それ以外の場合は当該欄を抹消する。</u>
理由	<u>平成13年6月1日付「移転価格事務運営要領」5-19(1)又は平成17年4月28日付「連結法人に係る移転価格事務運営要領」5-19(1)に規定する取消理由を記載する。</u>

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、確認を行った独立企業間価格の算定方法等について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
取消対象年度	<u>取消しの対象となる最初の確認事業年度を記載する。</u>
理由	<u>本通達5-19(1)に規定する取消理由を記載する。</u>

様式 6

- 連結加入等法人の事前確認の継続届出書
- 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書

受付印

平成 年 月 日 国税局長 殿 税務署長	<input type="checkbox"/>	届出法人	(フリガナ) 法人名		※整理番号		
	<input type="checkbox"/>	連 単 結 体 親 法 人	納税地	〒	電話() -	※連結グループ整理番号	
			(フリガナ)				
			代表者氏名	印			
			(フリガナ)				
			責任者氏名				
			事業種目				
	資本金			百万円			
旧申出法人 又は 審査法人	<input type="checkbox"/>	(フリガナ) 法人名		※	整理番号		
<input type="checkbox"/>	連 単 結 体 法 人	納税地、本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	部 門	決 算 期	
		(フリガナ) 代表者氏名	印	電話() -	業 種 番 号		
		責任者氏名			整 理 簿		
		事業種目		資本金 百万円	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 旧子署 ⇒ 旧親署	
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度		平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 (連結)事業年度 至 (連結)事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日					
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳		(連結事業年度) 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 連結事業年度 至 連結事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日 (単体事業年度) 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 事業年度 至 事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日					
税 理 士 署 名 押 印		印					
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して下さい。							
※ 税務署処理欄	部門		決算期		業種番号	整理簿	備考

(新設)

連結加入等法人の事前確認の継続届出書
連結離脱等法人の事前確認の継続届出書
の記載要領

(新設)

1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その確認の対象となる取引（以下「確認対象取引」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結申告法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。

表題の口には、その区分に応じ、レ印を付して下さい（③の場合は、表題の口の双方にレ印を付して下さい。）。

2 この届出書は、正本及び副本2部（相互協議を求める場合には、副本3部）を、①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

なお、届出法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本1部（相互協議を求める場合には、副本2部）をその納税地の所轄国税局長に提出して下さい。

3 各欄の記載は、次によります。

(1) 「届出法人」欄には、①及び③の場合は「 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載して下さい。また、②の場合は「 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載して下さい。

(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載して下さい。

(3) 「事業種目」欄には、審査対象法人又は国外関連者が営む事業の種目を記載し、複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載して下さい。

(4) 「旧申出法人又は審査法人」欄には、①の場合は「旧申出法人」を選択した上、「 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、②の場合は「旧申出法人」を選択した上、「 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載して下さい。また、③の場合は「審査法人」を選択した上、「 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「旧申出法人」を選択した上、「 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の

連結親法人に関する事項を記載したものを添付して下さい。

(5) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を事業年度、連結事業年度の別に区分して記載して下さい。